

平成30年度佐呂間町障害者優先調達推進方針

1 趣旨

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）」第9条の規定に基づき、本町における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図る方針を策定する。

2 用語の定義

この方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3 適用範囲

この方針の適用範囲は、町の全ての部署が発注する物品等の調達とし、調達対象は、障害者優先調達推進法で規定する障害者就労施設等とする。

4 調達する物品

障害者就労施設等が提供可能な物品等を対象とする。

5 調達目標

前年度の実績を上回ることを目標とする。

6 調達の推進方針

障害者就労施設等から提供可能な物品等についての情報を収集し、これらの情報を各部署に周知するとともに、優先調達を依頼する。

7 方針及び実績の公表

この方針や調達実績については、町のホームページ等により方針策定後（又は調達実績の集計後）に速やかに公表する。

8 方針に関する窓口

この方針の担当窓口は、保健福祉課とする。